

副本

令和6年(行ウ)第53号 裁判官報酬減額分等請求事件

原告 竹内浩史

被告 国

被告第2準備書面

令和7年5月8日

名古屋地方裁判所民事第1部合口C係 御中

被告指定代理人

浅	海	俊	介
伊	藤	達	也
齋	藤		大
佐	藤	良	訓
外	山	詳	子
佐	藤		亘
谷	岡	朋	貴
山	田	慎	悟
加	藤	政	樹
加	藤	俊	介
小	林	茉	由
鈴	木	祥	吾

高橋
山岡雄



被告は、本書面において、原告の2025（令和7）年1月17日付け第3準備書面（以下「原告第3準備書面」という。）に対し、必要と認める範囲で、被告国の主張を行う。

なお、略語等は従前の例による。

第1 憲法80条2項違反の主張について

1 原告の主張

原告は、被告が答弁書第3の2(1)（6ないし8ページ）において、裁判官に支給される地域手当は憲法80条2項の「報酬」に当たらないと主張したことに対し、①「被告主張は、憲法80条2項の「報酬」に地域手当を含むか否か、という問題について、（中略）下位法を根拠として憲法解釈を行っている。かかる法解釈が誤りであることは明らかである」、「被告が答弁書7頁で引用する文献は、いずれも「地域手当」が検討された2002年（平成14年）より遙かに以前に発刊されたもの」（原告第3準備書面第1の1(2)・2ページ）であると主張するとともに、②地域手当は一定の役務の対価として与えられる反対給付であるから、憲法80条2項の「報酬」に当たると主張する（同第1・1ないし9ページ）。

2 被告の反論

(1) 裁判官に支給される地域手当が憲法80条2項の「報酬」に当たらない旨の被告の主張は同項の解釈を誤ったものであるとする原告の前記1①の主張は、理由がないこと

答弁書第3の2(1)（6ないし8ページ）のとおり、憲法80条2項にいう「報酬」は、一定の役務の給付の対価として与えられる反対給付であって、公務員の俸給と同じ意味のものをいうと解されている。このような解釈を踏まえ、裁判官については、裁判官の相当額の報酬の保障と減額の禁止を定めた憲法79条6項及び80条2項の各規定を踏まえて定められた裁判官報酬

法が、「報酬」と「給与」とを明確に区別した上で、公務員の俸給に相当する定期的に受ける定額のものを「報酬」とし、それ以外の諸手当と併せたものを「給与」とし、その上で、報酬以外の給与の支給については裁判官報酬規則で規定することとし、同規則において、地域手当は一般職の国家公務員の例により支給することとしている。したがって、裁判官報酬法及び裁判官報酬規則における「報酬」と「給与」の区別は、憲法80条2項の上記解釈を踏まえたものであって、裁判官に支給される地域手当は同項の「報酬」に当たらない旨の被告の主張は、裁判官報酬法及び裁判官報酬規則の解釈に基づいて憲法80条2項を解釈したものではない。

また、憲法80条2項に係る上記解釈は、地域手当制度導入の検討が開始された平成14年より後に出版された文献においても記載されている。例えば、平成23年10月に発行された芹沢斉ほか編「新基本法コンメンタール憲法」（乙第10号証）では、憲法79条6項の「報酬」とは、裁判官の職務と責任に対する給付として支払われる金銭である。」「報酬」以外の諸々の手当や金銭以外の利益についてまでも、減額されることから自由なものとして「保障されている」とはいえないだろう。」とした上で、憲法80条2「項は最高裁判所裁判官の報酬についての79条6項の規定と同一であり、基本的には同じことがいえる。」と記載されている（同419、420及び426ページ〔小貫幸浩執筆部分〕）。また、令和元年6月に発行された木下智史ほか編「新・コンメンタール憲法（第2版）」（乙第11号証）では、憲法79「条6項にいう「報酬」は公務員の「俸給」と同じものと解される。」とした上で、憲法80「条2項は下級裁判所裁判官の報酬について規定する。文言は最高裁判所裁判官の報酬について定める憲法79条6項と全く同一である。その意味するところも、最高裁判所裁判官の場合と同様と解される（→憲79条6項）。」と記載されている（同652及び660ページ〔大河内美紀執筆部分〕）。このように、憲法80条2項にいう「報酬」が一般の公務員

の「俸給」と同じものであり、これ以外の諸々の手当は「報酬」に含まれないとの解釈は、地域手当制度導入の検討が開始された後に発行された文献にも記載されている。

以上より、原告の前記1①の主張は理由がない。

(2) 原告の前記1②の主張は、地域手当の導入経緯及びその性質を正解しないものであること

ア 前記(1)のとおり、憲法80条2項にいう「報酬」とは、一定の役務の給付の対価として与えられる反対給付、すなわち裁判官の職務と責任に対する給付として支払われる金額であると解されるところ、地域手当は、「当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して人事院規則で定める地域に在勤する職員に支給」されるものであり(一般職給与法11条の3第1項)、その支給の有無及び金額は、当該地域における民間の賃金水準及び物価等という裁判官の職務と責任以外の要素の影響を受けるものである。そうすると、地域手当は、裁判官の職務と責任に対する給付として支払われるものではないから、憲法80条2項にいう「報酬」に当たらない。

イ(ア) この点、原告は、地域手当は、①「2003年(引用者注:平成15年)の人事院勧告での「地域関連手当など地域別給与配分」とは別の「職種間、世代間など給与配分全体の在り方」の方法として提案されたことを受けてのもの」であり、そして、②「地域別の民間賃金を反映させるための算出方法として提案されたものであって、手当という名称にかかわらず、その実体は役務の対価である報酬計算の方法に他ならない」と主張する(原告第3準備書面第1の2(3)(ウ)・6及び7ページ)。

(イ) しかし、まず、原告が指摘する「職種間、世代間など給与配分全体の在り方」という平成15年(2003年)の人事院勧告の記載は、地域手当の性質を述べたものではない。すなわち、平成15年の人事院勧告

時の「職員の給与に関する報告」においては、「地域における公務員給与の在り方は、地域給等の地域別給与配分のほかに、職種間、世代間など給与配分全体の在り方と密接に関係している」ことから、「地域の公務員給与の問題に適切に対応していくためには、民間準拠の前提となる民間給与の調査について、民間企業における人事・組織形態の変化に合わせて調査・比較方法の適時の見直しを行うことが必要となる。加えて、給与決定における年功要素を縮小するとともに、職務・職責の的確な反映を基本に勤務実績・業績を重視した給与制度（信賞必罰の徹底）となるよう、制度の見直しを行いつつ、民間における給与の地域差に対応できる地域手当を設けることが肝要となる。このように地域における公務員給与問題に基本的に対処していくためには、給与制度全般として整合性の取れた形で見直しを進めていく必要がある。」とされており（乙第12号証別紙第1・24ページ）、原告が指摘する「職種間、世代間など給与配分全体の在り方」との記述は、地域における公務員給与の在り方については、手当を含めた給与制度全般として整合性の取れた形で見直しを進めていくという基本方針の根拠として述べられているものであって、地域手当の性質を述べたものではない。

したがって、原告の前記(ア)①の主張は、前提を誤ったものであり、理由がない。

(ウ) また、前記アのとおり、地域手当は、当該地域における民間の賃金水準及び物価等を踏まえて決定されるものであり、一定の役務の給付の対価として与えられる公務員の俸給や憲法80条2項の「報酬」と同視することはできない。すなわち、地域手当は、平成17年の人事院勧告に基づく給与構造改革の一環として従前の調整手当に替えて創設されたもの（同年の一般職給与法の一部改正（平成17年法律第113号）により措置されたもの）であるところ、従前、民間の賃金水準が全国平均よ

り低い地域においては公務員給与がその地域の地場賃金より高いこともあり、そのような地域に勤務する公務員の給与に関して「民間賃金に比べて高すぎる」等の批判等が見受けられる状況にあった（乙第13号証・292ページ）。地域手当は、そのような状況の中で、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき決定される俸給表（一般職給与法4条、6条）の全国共通の適用を維持する一方で、各地域の物価等が反映された民間賃金水準を公務員の給与に適切に反映するために設けられたものである（乙第13号証・292ないし294、301及び302ページ。その他、一般職給与法11条の3に定める地域手当について、同号証・291ないし313ページも参照）。そうすると、地域手当は、職員の勤務する地域における民間の賃金水準及び物価等といった種々の要素に基づき、その職務等に関係なく支給されるものであり、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき決定されることとなる公務員の俸給や憲法80条2項の「報酬」と同視することはできない。

したがって、原告の前記(ア)②の主張も、前提を誤ったものであり、理由がない。

(エ) なお、念のため付言するに、原告は、「2004年（引用者注：平成16年）人事院勧告においては、2003年（引用者注：平成15年）に提示した公務員給与水準に民間賃金を反映する目的実現のための給与構造の基本的見直しの具体的制度として、A案：俸給水準を引き下げるとともに、民間賃金の高い地域に地域手当を支給する方法」と「B案：地域における民間賃金を反映するよう、地域別のライパイレス(マ。ラスパイレスの誤記と解される。)方式を基礎とした、地域別俸給表を作成する方法、の二案が示され、継続して検討することが明らかにされた」と主張する（原告第3準備書面第1の2(3)(イ)・6ページ）。

しかし、平成16年の人事院勧告の「職員の給与に関する報告」では、

地域手当については、「地域手当（仮称）（あるいは地域調整額（仮称））の支給を検討することとしたい」としているのに対し（甲第6号証別紙第1・24ページ）、地域別の俸給表については、「地域格差の調整方法としては、地域別に俸給表を設けることなども考えられ」として（同ページ）、飽くまで考えられる可能性の一つとして言及したのみであり、具体的な案として示したものではない。

したがって、原告の上記主張は、事実誤認に基づくものである。

第2 憲法14条等違反の主張について

1 原告の主張

原告は、「地域手当は、合理的理由なく、勤務地だけを理由として賃金の格差を設けるものであって、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）7条(a)(i)に違反するものであり、かつ、不合理な差別を禁止した憲法14条にも違反する」と主張する（原告第3準備書面第2の2・10ページ）。

2 被告の反論

しかし、答弁書第3の1（5及び6ページ）のとおり、原告が「地域手当減額分」の報酬請求権を有する旨の原告の主張は、裁判官に支給される地域手当が憲法80条2項の「報酬」に当たることを前提とするものと解されるところ、前記第1の2のとおり、裁判官に支給される地域手当は、同項の「報酬」に当たらない。そうである以上、地域手当が経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（以下「A規約」という。）7条(a)(i)に違反し、かつ、憲法14条にも違反する旨の原告の主張は、原告の「地域手当減額分」の報酬請求権を根拠づけるものとはいえず、失当である。

なお、念のために指摘すると、上記の点をおくとしても、地域手当は合理的なものであるから、地域手当が憲法14条1項に違反する旨の原告の主張は理由がない。すなわち、前記第1の2(2)イ(ウ)のとおり、地域手当は、民間賃金

水準が全国平均より低い地域において公務員給与がその地域の地場賃金より高いこともあり、そのような地域に勤務する公務員の給与に関して「民間賃金に比べて高すぎる」等の批判等もあった中で、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき決定される俸給表（一般職給与法4条、6条）の全国共通の適用を維持する一方で、各地域の物価等が反映された民間賃金水準を公務員の給与に適切に反映するために設けられたものである。そして、地域手当は、職員が在勤する地域ごとの級地区分及び支給割合を民間賃金の状況を踏まえて決定するものであるところ、当該民間賃金の状況は、客観的な統計データ（厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」）を基に算出し、各地域の級地区分については、算出された民間賃金の状況を統一的な基準に当てはめて定めたものである（乙第13号証・307ページ）。このように、地域手当は合理的なものであるから、地域手当が憲法14条1項に違反する旨の原告の主張は理由がない。

また、更に念のために指摘すると、原告は、地域手当を定めた諸規定が、A規約7条(a)(i)が定める同一価値労働同一報酬の原則に違反すると主張するが、同条の文言からすれば、同条は、同一価値労働同一報酬が国際社会のあるべきルールであり、常に保障されるべきであることまで具体的に宣言をしたものではないと考えられることから、同一価値労働同一報酬の原則という観点から見ても自動執行力を有するものと解することは困難であり、裁判規範性を有するものではない（大阪高等裁判所平成21年7月16日判決・労働判例1001号77頁、乙第14号証）。したがって、地域手当を定めた諸規定がA規約7条(a)(i)に違反するとの原告の主張も理由がない。

以上